

小倉の里会 規程

第1条（目的）

- 1、会則及びプライバシーポリシーを補完し、当会の円滑な運営を行う目的で本規程を設ける。

第2条（会員総会運用規程）

- 1、会則第9条第2項に定める会員総会開催日は、原則8月14日とする。
会員が集合出来ないなど開催が困難な事態が生じた時は、議決権行使書等をもって開催に変えることが出来る。
- 2、総会議長は、会長又は役員が務めるものとする。
- 3、総会議事録は、出席役員全員が記名し、電磁式書面で保管する。

第3条（役員会運用規程）

- 1、役員会の開催は、次の通りとする。
 - ・5月（事業計画、予算承認）・6月（決算承認、会員総会招集通知承認）
 - ・8月（役付け役員の選任）・10月又は11月（上期報告）
- 2、出席役員の半数以上の賛成をもって、議案を可決承認とする。
- 3、役員は役員会を欠席する場合、電磁式書面で決議することで役員会出席とする。
- 4、緊急事案等の臨時役員会を開催するにあたり、Eメール等の電磁式書面をもって役員会開催とすることができる。
- 5、役員会議事録は、出席役員全員が記名し、電磁式書面で保管する。

第4条（会計管理規程）

- 1、会計責任者は、会長が任命し、役員会で承認する。
- 2、役員会で承認された予算の範囲内において、用途の変更および科目を超えて流用できる。ただし、役員会に事後報告するものとする。
- 3、上期、下期の年2回会計監査を受けるものとする。
- 4、年度決算は、次年度の役員会で承認し、会員総会で報告する。

第5条（公開情報管理規程）

- 1、当会は、ホームページ、SNSを通じて会員に情報を発信する。
- 2、ホームページに公開する情報は、以下の通り。
 - ・会則、規程、会員総会議案書、小倉の里たより、別荘生活情報等
 - ・工事、通行止め、台風・大雪情報等
- 3、個人情報に関する地図等のデータ閲覧は、会員限定としパスワードをかける。

第6条（小倉の里会データ管理規程）

- 1、当会のデータは電磁式記録とし、共用ドライブにパスワードをかけて保有する。
パスワードは定期的に更新し、セキュリティーを保持する。
- 2、会長又は事務局長は、バックアップデータを常に最新の状態で保持する。
- 3、データ管理担当副会長を当会データ管理責任者とし、閲覧権限付与者とする。
- 4、当会データは、役員および事務局が閲覧権限を有し、閲覧権限は次の通りとする。

	役員会・総会 議案書 議事録	歴史資料 契約書	作成中 未定稿	会計データ	会員名簿 アドレス
会長 事務局長 データ管理者	◎ 原本	◎ 原本	◎ 原本	◎ 原本	◎ 原本
会計監査	○ PDF	○ PDF	◎ 原本	◎ 読取り専用	×
役員 事務局員	○ PDF	○ PDF	◎ 原本	×	×

- 5、データ管理責任者は、役員および事務局長、事務局員が新たに就任した時に閲覧権限を付与し、役員および事務局長、事務局員が退任した時、速やかに閲覧権限を削除する。

第7条（会員情報管理規程）

- 1、当会の保有する個人情報、会員の氏名、住所、電話番号、別荘番号、Eメールアドレス等本人を特定できる情報（以下会員情報という）を云う。
- 2、当会は、会員情報を会員への連絡、会費の請求、地図の作成以外の目的では使用しない。
- 3、会員が退会した場合には当該年度終了時をもって会員情報を削除する。
- 4、第三者から会員情報の開示を求められても、会員本人の同意がない限り開示しない。ただし、以下の場合には、会員の同意が無くても開示することがある。
 - 1）裁判所、警察など公的機関からの令状ある強制捜査などの法令に基づく場合。
 - 2）災害等会員の生命、財産の保護に緊急を要する場合。
 - 3）児童虐待、DVなどで関係機関から照会を受けた場合。
 - 4）国勢調査等国の機関ないしは地方公共機関ならびにそれらから委託を受けたものが法令の定める業務を遂行することに協力する場合。
- 5、当会のプライバシーポリシーは当会ホームページに公開する。

第8条（書類等の保管規程）

- 1、総会議案書・総会議事録ならびに役員会議案書・議事録は、電磁式記録で10年間

保管する。

但し、契約事項を審議した議案書・議事録は、契約期間終了まで書面で契約書と一緒に保管する。

- 2、契約書等は、契約期間中および終了後20年間は保管する。
- 3、会計原簿と領収書は7年間、会計の電磁式記録は、10年間保管する。
- 4、当会の歴史に関する書面は、電磁化し永久保管とする。
- 5、その他書類は、電磁式で5年間とする。

第9条（別荘案内板等）

- 1、会則第13条で定める別荘案内板および別荘表札版の実費費用は、次の通りとする。

①別荘案内板（製作費、記名費用、取付費用含む）	2,800円＋消費税
②別荘表札板支柱なし（製作費、記名費用含む）	2,800円＋消費税
③別荘表札板支柱つき（製作費、記名費用含む）	4,600円＋消費税

附則

- 1、本規程は、当会ホームページに公開する。
- 2、本規程の改訂は、役員会の決議による。

令和元年 5月 3日 制定

令和2年11月 8日 改訂